

半導体集積回路の配置設計に関する法律

制定 1992.12.08 法律 第 4526 号

改正 1995.01.05 法律 第 4890 号

改正 1997.12.13 法律 第 5453 号

改正 1997.12.13 法律 第 5454 号

改正 1998.12.28 法律 第 5599 号

改正 2002.01.26 法律 第 4526 号

改正 2007.04.27 法律 第 4526 号

改正 2008.02.29 法律 第 8852 号

改正 2008.12.26 法律 第 9183 号

他法改正 2013.03.23 法律 第 11690 号

一部改正 2014.01.21 法律 第 12289 号

一部改正 2015.02.03 法律 第 13150 号

第 1 章 総 則

第 1 条(目的) この法は、半導体集積回路の配置設計に関する創作者の権利を保護し、配置設計を公正に利用するようにして半導体関連産業と技術を振興することにより国民経済の健全な発展に資することを目的とする。〈改正 1995.1.5〉

第 2 条(定義) この法で使用する用語の意味は、次の通りである。

〈改正 1995.1.5、1997.12.13、1998.12.28〉

1.“半導体集積回路”とは、半導体材料または絶縁材料の表面や半導体材料の内部に一個以上の能動素子を含んだ回路素子等と、それらを連結する導線が分離され得ない状態で同時に形成されて電子回路の機能を有するように製造された中間及び最終段階の製品をいう。

2.“配置設計”とは、半導体集積回路を製造するために各種回路素子及びそれらを連結する導線を平面的または立体的に配置した設計をいう。

3.“創作”とは、配置設計製作者の知的努力の結果として通常的でない配置設計を製作する行為をいう。この場合、通常的な配置設計要素の組み合わせで構成された場合にも全体的にみて通常的でない配置設計を製作する行為は、これを創作とみなす。

4.“利用”とは、次の各目のいずれか一つに該当する行為をいう。

イ、配置設計を複製する行為

ロ、配置設計により半導体集積回路を製造する行為

ハ、配置設計、配置設計により製造された半導体集積回路または半導体集積回路を使用して製造された物品(以下“半導体集積回路等”という。)を譲渡・貸与し、または展示(譲渡・貸与のための場合に限る)若しくは輸入する行為

5.“配置設計権”とは、配置設計を第 21 条第 1 項により特許庁長に設定登録することによって発生する権利をいう。

第3条(外国人等の配置設計) ①外国人及び外国法人の配置設計は、この法及び大韓民国が加入または締結した条約に従って保護される。

②特許庁長は、第1項により保護される外国人の配置設計であるとしても、その外国で大韓民国の配置設計に対しこの法に準ずる保護をしない場合には、それに相応するようこの法及び大韓民国が加入または締結した条約による保護を制限することができる。〈改正 1995.1.5、1997.12.13、1998.12.28〉

第4条(在外者の配置設計管理人) ①国内に住所または営業所を有しない者(以下“在外者”という。)は、第3項による登録を申請する場合と在外者(法人の場合にはその代表者)が国内に滞在する場合を除いては、その在外者の配置設計に関する代理人として国内に住所若しくは営業所がある者(以下“配置設計管理人”という。)によらなければ、配置設計に関する手続を踏み、またはこの法若しくはこの法による命令により行政庁が行った処分に対し訴を提起することができない。

②配置設計管理人は、付与を受けた権限と関連された一切の手続及びこの法またはこの法による命令により行政庁が行った処分に関する訴訟に対し本人を代理する。

③在外者として配置設計に関して第21条第1項により設定登録した者または第23条により登録した者は、配置設計管理人の選任・変更または代理権の授与・消滅に関して登録しなければ第3者に対抗することができない。

④削除

第5条(業務上創作した配置設計の創作者) 国家・法人・団体及びその他の使用者(以下“法人等”という。)の業務に携わる者が業務上創作した配置設計は、契約若しくは勤務規則等に別に定めたことがなければその法人等をその配置設計の創作者とする。

第5条の2(「特許法」の準用) 第21条第1項による配置設計権の設定登録申請若しくはその他の手続に関しては「特許法」第28条の2から第28条の5までの規定を準用する。この場合“特許に関する手続”は“配置設計権の設定登録申請若しくはその他の手続”、“特許庁または特許審判院”は“特許庁”、“特許庁長または特許審判院長”は“特許庁長”、“特許出願書”は“設定登録申請書”、“特許庁長・特許審判院長・審判長・審査長・審査官・審査張または審査官”は“特許庁長”とみなす。

[本条新設 2007.04.27]

第2章 配置設計権

第6条(配置設計権の発生) 配置設計権は、創作性がある配置設計を第21条第1項により設定登録することによって発生する。

第7条(配置設計権の存続期間) ①配置設計権の存続期間は、設定登録日から10年とする。

②第1項の配置設計権の存続期間は、営利を目的にその配置設計を最初に利用した日から10年またはその配置設計の創作日から15年を超過することができない。

第8条(配置設計権の効力) 第21条第1項により設定登録をした者及び彼から権利を承継した者(以下“配置設計権者”という。)は、設定登録された配置設計に関し営利を目的に利用する権利を独占する。ただし、その配置設計権に

関して第 11 条第 1 項による専用利用権を設定した場合、第 11 条第 1 項により専用利用権者がその配置設計を利用する権利を独占する範囲では、この限りでない。

第 9 条(配置設計権の効力が及ばない範囲) ①第 8 条による配置設計権の効力は、次の各号のいずれか一つ該当する事項には及ばない。

- 1.教育・研究・分析または評価等の目的若しくは個人が非営利的に使用するための配置設計の複製またはその複製の代行
 - 2.第 1 号による研究・分析または評価等の結果により製作されたものとして創作性がある配置設計
 - 3.配置設計権者でない者が製作したものとして創作性がある同一な配置設計
- ②第 8 条による配置設計権の効力は、適法に製造された半導体集積回路等の引渡を受けた者がその半導体集積回路等に対し営利を目的に第 2 条第 4 号八目に規定された行為をする場合には及ばない。
- ③第 8 条による配置設計権の効力は、他人の登録された配置設計を不法に複製して製造された半導体集積回路等を善意であり過失なしに引渡を受けた者(以下“善意者”という。)が、その半導体集積回路等に対し営利を目的に第 2 条第 4 号八目に規定された行為をする場合には、及ばない。

第 10 条(配置設計権の譲渡及び共有) ①配置設計権は、譲渡することができる。

- ②2 人以上が共同で創作した配置設計の配置設計権は共同で創作した者が共有し、共同創作者間に特約がなければ共有者の持ち分は均等なものとみなす。
- ③配置設計権が共有の場合には、共有者は他の共有者の同意なしにその持ち分を譲渡し、またはその持分を目的とする質権を設定することができない。
- ④配置設計権が共有の場合、共有者は特約がなければ他の共有者の同意なしにその配置設計を利用することができる。
- ⑤配置設計権が共有の場合、共有者は他の共有者の同意なしにその配置設計権に対し第 11 条第 1 項による専用利用権若しくは第 12 条第 1 項による通常利用権を設定することができない。

第 11 条(専用利用権) ①配置設計権者は、他人にその配置設計を独占的に利用できる権利(以下“専用利用権”という。)を設定することができる。

- ②第 1 項による専用利用権の設定を受けた者(以下“専用利用権者”という。)は、その設定行為と定めた範囲で営利を目的にその配置設計を利用する権利を独占する。
- ③専用利用権者は、次の各号のいずれか一つに該当する場合にのみその専用利用権を移転することができる。
- 1.配置設計を利用する事業と共に移転する場合
 - 2.相続若しくはその他の一般承継の場合
 - 3.配置設計権者の同意を得た場合
- ④専用利用権者は、配置設計権者の同意なしにその専用利用権を目的とする質権を設定することができない。
- ⑤専用利用権が共有の場合、共有者は他の共有者の同意なしに他人に第 12 条第 1 項による通常利用権を設定することができない。
- ⑥専用利用権に関しては第 10 条第 3 項及び第 4 項を準用する。この場合、“配置設計権”はそれぞれ“専用利用権”とみなす。

第 12 条(通常利用権) ①配置設計権者または専用利用権者は、他人にその配置設計を利用することができる権利(以下“通常利用権”という。)を設定することができる。但し、専用利用権者が通常利用権を設定する場合には、配置設計権者の同意がなければならない。

②第 1 項により通常利用権の設定を受けた者(以下“通常利用権者”という。)は、設定行為と定めた範囲で営利を目的にその配置設計を利用できる権利を有する。

③通常利用権者は、次の各号のいずれか一つに該当する場合にのみその通常利用権を移転することができる。

1.配置設計を利用する事業と共に移転する場合

2.相続若しくはその他の一般承継の場合

3.配置設計権者(専用利用権が設定した通常利用権である場合には配置設計権者及び専用利用権者をいう。以下この条で同じ)の同意を得た場合

④通常利用権者は、配置設計権者の同意なしにその通常利用権を目的とする質権を設定することができない。

⑤通常利用権に関しては第 10 条第 3 項及び第 4 項を準用する。この場合、“配置設計権”は各々“通常利用権”とみなす。

第 13 条(通常利用権設定の裁定) ①第 21 条第 1 項により設定登録された配置設計を利用しようとする者は、その配置設計が次の各号のいずれか一つに該当すれば、その配置設計権者または専用利用権者に通常利用権の設定に関して協議を請求することができる。

1.配置設計が天災地変若しくはその他の不可抗力または大統領令で定める正当な事由なしに継続して 2 年以上国内で利用されていない場合

2.配置設計が正当な事由なしに継続して 2 年以上国内で相当な営業的規模で利用されておらず、または適当な程度と条件で国内外需要を充足させることができない場合

②第 1 項により協議を請求した者は、通常の取引で発生し得る合理的な条件を提示したにもかかわらず、相当な期間内に第 1 項による協議ができず、または協議の結果通常利用権の設定に関する合議が成立しなかった場合には、特許庁長に通常利用権の設定に関する裁定を申請することができる。〈改正 1995.1.5、1997.12.13、1998.12.28〉

③第 21 条第 1 項により設定登録された配置設計を利用しようとする者は、国家非常事態若しくはその他の危急な状況であるときには、第 1 項及び第 2 項にもかかわらず特許庁長に直接通常利用権の設定に関する裁定を申請することができる。〈新設 1995.1.5、1997.12.13、1998.12.28〉

④特許庁長は、第 2 項または第 3 項による裁定の申請が次の各号のいずれか一つに該当すると認められれば、第 25 条による配置設計審議調停委員会の審議を経て申請人に通常利用権の設定を裁定(以下“裁定”という。)することができる。〈改正 1995.1.5、1997.12.13、1998.12.28〉

1.その配置設計の利用が商業的でない公共目的達成のための国内需要の充足のために必要な場合

2.自由競争の確保及び配置設計権者または専用利用権者の権利濫用防止のために大統領令が定める事由が発生した場合

⑤裁定は、次の各号の事項を明示した書面でしなければならない。〈改正 1995.1.5〉

1.通常利用権の範囲

2.対価とその対価の支給方法及び時期

⑥第 2 項及び第 3 項による裁定の申請手続等に関して必要な事項は、大統領令で定める。〈改正 1995.1.5〉

第 14 条(裁定の失効) 裁定を受けた者が第 13 条第 5 項第 2 号の支給時期まで対価(対価を定期的に支給し、または分割して支給する場合には最初の支給分)を支給せず、または供託しなかった場合には、その裁定は効力を失う。〈改正 1995.1.5〉

第 15 条(裁定の取消) ①特許庁長は、次の各号のいずれか一つに該当する場合には職権または利害関係人の申請により裁定を取り消すことができる。〈改正 1995.1.5、1997.12.13、1998.12.28〉

1. 裁定を受けた者がその配置設計を利用しなかった場合
 2. 第 13 条第 4 項各号による裁定事由がなくなりその事由が再び発生するおそれがない場合
- ②第 1 項による裁定が取り消されれば、通常利用権はその取り消された日から消滅する。
- ③第 1 項による裁定取消の手續等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第 16 条(質権) ①配置設計権・専用利用権または通常利用権を目的とする質権を設定した場合、質権者は特約がなければ該当配置設計を利用することができない。

②配置設計権・専用利用権または通常利用権を目的とする質権は、この法による補償金または配置設計の利用に対し配置設計権者・専用利用権者または通常利用権者(第 13 条第 4 項により通常利用権の設定を受けた者を含む。以下同じ)が受ける金銭若しくはその他の物件に対しても行使することができる。この場合、補償金・金銭を支給し、または物件を引き渡す前にその補償金・金銭または物件を差し押さえなければならない。〈改正 1995.1.5〉

第 17 条(配置設計権の消滅) 配置設計権は、次の各号のいずれか一つに該当する場合には消滅する。〈改正 1998.12.28〉

1. 配置設計権者である法人・団体等が解散されてその配置設計権が「民法」若しくはその他の法律により国家に帰属される場合
2. 配置設計権者である個人が相続人なしに死亡して、その配置設計権が「民法」若しくはその他の法律により国家に帰属される場合

第 18 条(配置設計権等の放棄制限等) ①配置設計権者は、専用利用権者・通常利用権者(第 13 条第 4 項により通常利用権の設定を受けた者は除く)及び第 16 条第 1 項による質権者の同意を得なければ、配置設計権を放棄することができない。〈改正 1995.1.5〉

- ②専用利用権者は、専用利用権者から通常利用権の設定を受けた者または質権者の同意を得なければ、専用利用権を放棄することができない。
- ③通常利用権者は、質権者の同意を得なければ、通常利用権を放棄することができない。
- ④配置設計権・専用利用権または通常利用権を放棄した場合、その権利はその時から消滅する。

第 3 章 配置設計権の登録

第 19 条(配置設計権の設定登録申請) ①配置設計を創作した者またはその承継人(以下“創作者”という。)は、営利を目的にその配置設計を最初に利用した日から 2 年以内に特許庁長にその配置設計権の設定登録を申請することができる。〈改正 1995.1.5、1997.12.13、1998.12.28〉

②第1項により配置設計権の設定登録を申請しようとする者は、大統領令で定めるところにより設定登録申請書とこれに添付される資料(以下“申請書等”という。)を提出しなければならない。

第20条(設定登録申請の拒絶) ①特許庁長は、配置設計権設定登録の申請が次の各号のいずれか一つに該当すれば、その設定登録申請を拒絶しなければならない。〈改正 1995.1.5、1997.12.13、1998.12.28〉

- 1.申請人が創作者でない場合
- 2.配置設計権が2人以上の共有の場合に共有者全員が共同で配置設計権設定登録の申請をしなかった場合
- 3.第19条第1項による期間がすぎた場合
- 4.その他配置設計権設定登録申請に必要な添付資料を提出しないなど大統領令で定める事由に該当する場合

②特許庁長は、第1項により申請を拒絶した場合には、遅滞なくその理由を具体的に明らかにして申請人に文書で通知しなければならない。〈改正 1995.1.5、1997.12.13、1998.12.28〉

第21条(設定登録及び公示) ①特許庁長は、第19条第1項による配置設計権の設定登録に対する申請がある場合、第20条第1項により申請を拒絶する場合を除いては、設定登録をしなければならない。〈改正 1995.1.5、1997.12.13、1998.12.28〉

②第1項による設定登録は、特許庁長が配置設計登録原簿に記載することにより行う。〈改正 1995.1.5、1997.12.13、1998.12.28〉

③特許庁長は、第1項による設定登録をした場合には、配置設計権者に配置設計登録証を発給してこれを公示しなければならない。〈改正 1995.1.5、1997.12.13、1998.12.28〉

④配置設計権の設定登録を申請するときの記載事項、配置設計登録証の発給、配置設計登録事項の公示、配置設計登録原簿の記載事項、配置設計登録原簿の閲覧及び写本発給の請求等、配置設計の設定登録等に関し必要な事項は、大統領令で定める。

第22条(登録の表示) 配置設計権者・専用利用権者または通常利用権者は、その配置設計を利用して製造された半導体集積回路及びその包装等に特許庁長が定めるところによりその配置設計の登録表示をすることができる。〈改正 1995.1.5、1997.12.13、1998.12.28〉

第23条(登録の効力) ①次の各号のいずれか一つに該当する事項は、特許庁長に登録をしなければ第3者に対抗することができない。〈改正 1995.1.5、1997.12.13、1998.12.28〉

- 1.配置設計権の移転(相続若しくはその他の一般承継によるものは除く。以下この条で同じ)または処分の制限
- 2.専用利用権の設定・移転・変更・消滅または処分の制限
- 3.通常利用権の設定・移転・変更・消滅または処分の制限
- 4.配置設計権・専用利用権または通常利用権を目的とする質権の設定・移転・変更・消滅または処分の制限

②通常利用権を特許庁長に登録した場合には、その登録後に該当配置設計権またはその配置設計権に関する専用利用権を取得した者に対しても、その効力が発生する。〈改正 1995.1.5、1997.12.13、1998.12.28〉

③第1項及び第2項による登録は、特許庁長が配置設計登録原簿に記載することにより行う。〈改正 1995.1.5、1997.12.13、1998.12.28〉

第24条(配置設計権の設定登録取消) 特許庁長は、設定登録された配置設計が次の各号のいずれか1つに該当すれば、大統領令で定めるところによりその設定登録を取消することができる。ただし、第2号および第4号に該当する場合には、設定登録を取り消さなければならない。〈改正 1995.1.5、1997.12.13、1998.12.28、2007.04.27〉

1. 第3条第1項による条約に違反した場合
2. 詐偽若しくはその他不正な方法で第21条第1項による設定登録をした場合
3. 設定登録された配置設計が第6条による創作性がある配置設計でない場合
4. 第20条第1項第1号から第3号までのいずれか1つに該当する場合

第4章 配置設計審議調停委員会

第25条(配置設計審議調停委員会) ①配置設計権・専用利用権及び通常利用権に関する事項を審議し、この法により保護される権益に関する紛争(以下“紛争”という。)を調停するために配置設計審議調停委員会(以下“委員会”という。)をおく。

②委員会は、委員長と副委員長を各1人を含んだ10人以上15人以下の審議調停委員(以下“委員”という。)で構成する。

③委員は特許庁長が委嘱し、委員長と副委員長は委員の中から互選する。〈改正 1995.1.5、1997.12.13、1998.12.28〉

④委員の任期は3年とするが、連任することができる。

⑤委員に欠員が生じた時には、第3項によりその補欠委員を委嘱しなければならず、その補欠委員の任期は前任者任期の残った期間とする。ただし、残った委員の数が10人以上であれば、補欠委員を委嘱しないことができる。

⑥委員会の会議は在籍委員の3分の2以上の出席により開議し、出席委員の過半数の賛成で議決する。

〈改正 1995.1.5〉

第25条の2(委員の除斥・忌避・回避) ①委員が次の各号のいずれか一つに該当する場合には、委員会の審議・調停から除斥される。

1. 委員またはその配偶者が配偶者だった人が、該当案件の当事者になるかその案件の当事者と共同権利者または共同義務者の場合
2. 委員が該当案件の当事者と親族であるか親族だった場合
3. 委員が該当案件に対して諮問、研究、用役または鑑定をした場合
4. 委員が最近3年以内に該当案件の当事者が属した法人・団体等に在職した場合
5. 委員または委員が属した法人・団体等が該当案件の当事者の代理人であるか代理人だった場合

②該当案件の当事者は、委員に公正な審議・調停を期待することが難しい事情がある場合には、委員会に忌避申請をすることができ、委員会は議決でこれを決定する。この場合、忌避申請の対象である委員は、その議決に参加することができない。

③委員が第1項各号による除斥事由に該当する場合には、自ら該当案件の審議・調停から回避しなければならない。

第25条の3(委員の解職) 特許庁長は、委員が次の各号のいずれか一つに該当する場合には、該当委員を解職することができる。

1. 心身障害によって職務を遂行することができなくなった場合
2. 職務怠慢、品位損傷やその他の事由によって委員として適合しないと認められる場合

3. 第 25 条の 2 第 1 項各号による除斥事由に該当するにもかかわらず回避しない場合

第 26 条(委員会の機能) 委員会は、紛争を調停すること以外に次の各号の事項を審議する。〈改正 1995.1.5、1997.12.13、1998.12.28〉

1. 第 13 条第 4 項による裁定及び第 15 条による裁定の取消に関する事項
2. 第 24 条による設定登録の取消に対する不服申請に関する事項
3. 特許庁長または委員 3 人以上が共同で審議に付する事項

第 27 条(調停の手続) ①紛争の調停を受けようとする者は、申請の趣旨と原因を明らかにして委員会にその調停を申請することができる。

②委員会は、第 1 項の申請がある日から 6 ヶ月以内に調停しなければならない。

③委員会の調停手続に関してこの法に規定されなかった事項は、「民事調停法」を準用する。

第 28 条(調停部) 委員会の紛争調停業務を効率的に遂行するために委員会に 3 人の委員で構成された調停部をおくが、そのうち 1 人は弁護士資格若しくは弁理士資格がある者でなければならない。

第 29 条(調停の成立) ①調停は、当事者間に合意された事項を調書に記すことにより成立される。

②第 1 項による調書は、裁判上の和解と同じ効力がある。ただし、当事者が任意で処分できない事項に関するものは、この限りでない。

第 30 条(調停の不成立) 次の各号のいずれか一つに該当する事由が発生した場合には、調停が成立されなかったものとみなす。

1. 当事者が委員会から出席または関係書類の提出要求を受けて正当な理由なしに 2 回以上応じなかった場合
2. 第 27 条第 2 項による期間が過ぎた場合

第 31 条(調停費用) ①調停費用は申請人が負担し、調停申請をするとき予め出さなければならない。ただし、調停が成立された場合として特約がなければ、当事者が均等に負担する。

②第 1 項の調停費用の金額は、委員会が定める。

第 32 条(消滅時効の中断等) ①調停申請は、時効中断の効力がある。

②調停が不成立された場合には、その不成立が確定された日から 1 ヶ月以内に訴を提起しなければ時効中断の効力がない。

第 33 条(委員会の組織等) 委員会の組織・運営その他委員会に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第 34 条(経費の補助) 国家は、予算の範囲で委員会の運営に必要な経費を補助することができる。

第 5 章 権利の侵害に対する救済

第 35 条(侵害の停止等の請求) ①配置設計権者若しくは専用利用権者は、その配置設計権または専用利用権を侵害し、または侵害する恐れがある者にその侵害の停止または予防を請求することができる。

②配置設計権者若しくは専用利用権者は、第 1 項による請求をする場合には、侵害行為により作られた半導体集積回路等の廃棄若しくはその他侵害の予防に必要な措置を共に請求することができる。

第 36 条(損害賠償の請求) ①配置設計権者若しくは専用利用権者は、故意または過失でその権利を侵害した者に対し損害の賠償を請求することができる。

②配置設計権者若しくは専用利用権者は、第 1 項による請求をする場合に権利を侵害した者がその侵害行為により利益を得た場合には、その利益額を配置設計権者若しくは専用利用権者が負った損害額と推定する。

③配置設計権者若しくは専用利用権者は、第 1 項による請求をする場合に配置設計の利用に対し通常受けられる金額を配置設計権者若しくは専用利用権者が受けた損害額としてその損害の賠償を請求することができる。

④損害額が第 3 項で規定する金額を超過する場合には、その超過額に対しても損害賠償を請求することができる。〈改正 1995.1.5〉

⑤削除〈1995.1.5〉

第 37 条(補償金) ①配置設計の設定登録前に営利を目的にその配置設計を利用した配置設計の創作者は、その利用後該当配置設計に対する登録が完了されるまでの期間の間、該当配置設計を複製した配置設計であることを知りながらも営利を目的に利用した者にその利用に対し通常支給すべき金額に相当する補償金の支給を請求することができる。ただし、複製された配置設計を利用して製造された半導体集積回路等を善意であり過失なしに引渡を受けた者に対しては補償金の支給を請求することができない。

②第 1 項による補償金の支給請求権は、該当配置設計が設定登録された後でなければ行使することができない。

③配置設計の設定登録が第 24 条により取消された場合には、第 1 項による補償金の支給請求権は、最初から発生しなかったものとみなす。

④第 1 項による請求権を行使する場合には、「民法」第 760 条第 1 項・第 2 項及び第 766 条を準用する。この場合、請求権を有した者がその配置設計の設定登録前に該当配置設計が複製された事実とその複製された配置設計を利用した者を知った場合には、「民法」第 766 条中“被害者若しくはその法定代理人がその損害及び加害者を知った日”を“該当配置設計の設定登録日”とみなす。

第 38 条(善意者に対する利用料の請求) ①第 9 条第 3 項にもかかわらず配置設計権者若しくは専用利用権者は、善意者が半導体集積回路等が配置設計を不法に複製して製造されたものであるという事実を知った後に、営利を目的にその半導体集積回路等に対し第 2 条第 4 号ハ目に規定された行為をし、またはこのためにその半導体集積回路等を保有しており、または運送中にある場合には、通常の利用料に相当する金額(以下“利用料”という。)の支給を請求することができる。

②利用料は、配置設計権者または専用利用権者と善意者が協議して決定する合理的な金額とする。〈改正 1995.1.5〉

③第 1 項による請求権を行使する場合には、「民法」第 760 条第 1 項・第 2 項及び第 766 条を準用する。

第 6 章 補 則

第 39 条(聴聞) 特許庁長は、次の各号のいずれか一つに該当する処分をするためには、聴聞をしなければならない。

<改正 1998.12.28>

- 1.第 15 条第 1 項による裁定の取消
- 2.第 24 条による配置設計権の設定登録取消

[全文改正 1997.12.13]

第 40 条(手数料) ①次の各号のいずれか一つに該当する者は、手数料を出さなければならない。

- 1.第 13 条第 2 項及び第 3 項による通常利用権の裁定を申請し、または第 15 条第 1 項による裁定の取消を申請しようとする者
- 2.第 21 条第 1 項による配置設計権の設定登録をしようとする者
- 3.第 23 条第 1 項及び第 2 項による登録をしようとする者
- 4.第 24 条による配置設計権の設定登録取消に対し不服申請をしようとする者
- 5.配置設計権に関する各種証明の発給申請等をしようとする者

②第 1 項による手数料の項目と金額は、**産業通商資源部令**で定める。<改正 1997.12.13、1998.12.28>

[全文改正 1995.1.5]

第 40 条の 2(設定登録手数料の減免) ①特許庁長は、中小企業等、**産業通商資源部令**で定める者が配置設計権の設定登録を申請した場合には、第 40 条第 1 項にかかわらず**産業通商資源部令**で定めるところにより配置設計権の設定登録手数料を減免することができる。

②第 1 項により配置設計権の設定登録手数料の減免を受けようとする者は、**産業通商資源部令**で定める書類を特許庁長に提出しなくてはならない。

[本条新設 2007.04.27]

第 40 条の 3(間違っ て納付された手数料の返還) ①納付された手数料は返還しない。ただし、間違っ て納付された手数料は納付した者の請求により返還する。

②特許庁長は、間違っ て納付された手数料がある場合には、これを納付した者に通知しなければならない。

③第 1 項但し書きによる返還は、第 2 項による通知を受けた日から 3 年が過ぎた場合には請求することができない。

第 41 条(在外者の裁判の管轄) 在外者の配置設計権に関して配置設計管理人がいる場合には、その配置設計管理人の住所または営業所を、配置設計管理人がいない場合には、大法院の所在地を「民事訴訟法」第 11 条による財産の所在地と見なす。

第 42 条 削除<1998.12.28>

第 43 条(配置設計の技術振興) ①特許庁長は、国内配置設計の技術向上及び開発促進等のために必要な育成施策を樹立しなければならず、税制・金融及び行政上の支援策を講じなければならない。<改正 1995.1.5、1997.12.13、1998.12.28>

②特許庁長は、配置設計と関連した技術の振興及び人力養成等を遂行する研究機関または団体を支援・育成するこ

とができる。〈改正 1995.1.5、1997.12.13、1998.12.28〉

第 44 条(秘密維持の義務) 第 19 条から第 24 条までの規定による配置設計の登録事務に携わる公務員またはその職にあった者、第 25 条第 2 項による委員または委員であった者は、職務上知った秘密を他人に漏らしてはいけない。
〈改正 1995.1.5、1997.12.13、1998.12.28〉

第 44 条の 2(罰則適用での公務員擬制) 第 25 条第 1 項による委員会の委員のうち公務員ではない人は、「刑法」第 129 条から第 132 条までの規定を適用する時には公務員とみる。

第 7 章 罰 則

第 45 条(侵害罪等) ①配置設計権若しくは専用利用権を侵害した者は、3 年以下の懲役または 3 千万ウォン以下の罰金に処し、またはこれを併科することができる。〈改正 1998.12.28〉

②第 1 項の罪は、告訴があつてこそ公訴を提起することができる。

第 46 条(虚偽表示の罪) 第 21 条第 1 項により設定登録がされなかった配置設計を利用して製造された半導体集積回路またはその包装等に虚偽で第 22 条による登録の表示をした者または虚偽で登録表示をした半導体集積回路を譲渡または貸与した者は、1 年以下の懲役または 1 千万ウォン以下の罰金に処する。

第 47 条(詐偽行為の罪) 詐偽若しくはその他の不正な方法で第 21 条第 1 項による設定登録をした者は、1 年以下の懲役または 1 千万ウォン以下の罰金に処する。

第 48 条(秘密漏洩の罪) 第 44 条に違反して秘密を漏洩した者は、5 年以下の懲役または 5 千万ウォン以下の罰金に処する。

第 49 条(両罰規定) 法人の代表者若しくは法人または個人の代理人、使用人、その他の従業員がその法人または個人の業務に関して第 45 条第 1 項、第 46 条または第 47 条のいずれかに該当する違反行為をすると、その行為者を罰すること以外にその法人または個人にも該当条文の罰金刑を科する。ただし、法人または個人がその違反行為を防止するために該当業務に関し相当な注意と監督を疎かにしなかった場合には、この限りでない。

第 50 条 削除〈1998.12.28〉

附 則

①(施行日) この法は、公布後 1 年を越えない期間内で大統領令が定める日から施行する。

②(適用例) この法は、この法施行前に創作された配置設計に対しては、これを適用しない。

附 則[1995.1.5]

この法は、1995年7月1日から施行する。

附 則[1997.12.13]

第1条(施行日) この法は、1998年1月1日から施行する。〈但書省略〉

第2条 省略

附 則[1997.12.13]

この法は、1998年1月1日から施行する。〈但書省略〉

附 則[1998.12.28]

この法は、1999年1月1日から施行する。

附 則[民事訴訟法 第6626号,2002.1.26]

第1条(施行日) この法は、2002年7月1日から施行する。

第2条ないし第5条 省略

第6条(他の法律の改正) ①ないし⑨ 省略

⑩半導体集積回路の配置設計に関する法律のうち、次のように改正する。

第41条のうち、「民事訴訟法第9条」を「民事訴訟法第11条」とする。

⑪ないし <29>省略

第7条 省略

附 則[2007.04.27]

①(施行日)この法は、公布後6ヶ月を経過した日から施行する。

②(設定登録手数料の減免に関する適用例)第40条の2の改正規定は、この法の施行後最初に配置設計権の設定登録を申請する分より適用する。

付 則(政府組織法)〈第8852号、2008.2.29〉

第1条(施行日) この法は公布した日から施行する。但し、…〈省略〉…、付則第6条により改正される法律のうち、この法の施行前に公布されたが施行日が到来していない法律を改正した部分は、各々該当法律の施行日より施行する。

第2条から第5条まで 省略

第6条(他の法律の改正) ①から<741>まで 省略

<742>半導体集積回路の配置設計に関する法律の一部を下記の通り改正する。

第40条第2項のうち“産業資源部令”を“知識経済部令”にし、第40条の2第1項・第2項のうち“産業資源部令”を各々“知識経済部令”にする。

<743>から<760>まで 省略

第7条 省略

付 則<第 9183 号、2008.12.26>

この法は公布後 3 ヶ月が経過した日から施行する。

付 則(政府組織法)<第 11690 号、2013.03.23>

第 1 条(施行日) ①この法は公布した日から施行する。

② 省略

第 2 条から第 5 条まで 省略

第 6 条(他の法律の改正) ①から<454>まで 省略

<455>半導体集積回路の配置設計に関する法律の一部を次の通り改正する。

第 40 条第 2 項及び第 40 条の 2 第 1 項・第 2 項中“知識経済部令”を各々“産業通商資源部令”にする。

<456>から<710>まで 省略

第 7 条 省略

付 則<第 12289 号、2014.01.21>

この法は公布した日から施行する。

付 則<第 13150 号、2015.02.03>

この法は公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。但し、第 44 条の 2 の改正規定は公布した日から施行する。